

定期報告書

令和 年 月 日

兵庫県知事

殿

住所

法人の場合には、その名称及び代表者の氏名

氏名

電話番号

FAX番号

— —

— —

印

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名又は名称				
家畜の所有者の住所	郵便番号 —			
管理者の氏名又は名称				
管理者の住所	郵便番号 —			
農場の名称				
農場の所在地	郵便番号 —			
家畜の種類及び頭羽数	肥育豚 (子豚を除く。)	繁殖豚		子豚
		成豚	育成豚	
	頭	頭	頭	頭
	その他 ()	その他 ()	その他 ()	その他 ()
	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)
畜舎等の数	畜舎			

注意 本報告は家畜防疫の目的に資するため、他の県機関、農場所在市町に情報提供することがあります。

注意

- 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外の管理者がある場合にあつては、当該管理者）が作成し、提出すること。なお、本報告書に記載する事項は、当該年の2月1日時点のものとすること。また、氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。
- 2 「管理者の氏名又は名称」欄及び「管理者の住所」欄には、家畜の所有者以外に当該家畜の管理者がある場合に記入すること。
- 3 家畜の飼養頭羽数については、当該年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあつては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとすること。
- 4 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
 - (1) 「子豚」とは、離乳した豚であつて月齢が満3月未満のものをいう。
 - (2) 「繁殖豚」において、「成豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月未満のものをいう。
- 5 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他（ ）」の欄には、牛、鶏、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数（羽数）を記入すること。

【参考】

- 1 飼養している家畜の頭羽数が以下の家畜の所有者は、飼養家畜の種類及び頭羽数のみ報告
 - ・牛、馬は1頭
 - ・鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししは6頭未満
 - ・鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥は100羽未満
 - ・ダチョウは10羽未満
- 2 飼養している家畜が以下の頭羽数以上いる家畜の所有者は大規模所有者とする。
 - ・牛、馬：200頭以上（ただし、月齢が17月未満の乳用種の雄及び交雑種、及び24月未満のその他の牛は3000頭以上）
 - ・鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし：3000頭以上
 - ・鶏、うずら：10万羽以上
 - ・あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥：1万羽以上

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況

※記載方法：遵守している項目の欄にチェック印を付けること。
該当しない項目には、「－」を付けること。

(2) 豚及びいのししの場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生予防やまん延防止に関する情報の入手等）	
① 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 (例)・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。	<input type="checkbox"/>
2. 衛生管理区域の設定	
① 衛生管理区域を設定している。	<input type="checkbox"/>
② 衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	<input type="checkbox"/>
3. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	
① 門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
② 衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
③ 衛生管理区域及び畜舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
④ 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、出入りする者に着用させている。	<input type="checkbox"/>
⑤ 他の畜産施設に立ち入った者を、必要がある場合を除き、その日のうちに衛生管理区域に立ち入らせないようにしている(家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く。)	<input type="checkbox"/>
⑥ 過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
⑦ 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
⑧ 過去4月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒等の措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
⑨ 食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合において、生肉を含み、又は含む可能性があるときは、事前に摂氏70度以上で30分間以上、又は摂氏80度以上で3分間以上加熱処理をしている。	<input type="checkbox"/>
4. 野生動物等からの病原体の侵入防止	
① 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
② 飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>
③ 家畜の死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
5. 衛生管理区域の衛生状態の確保	
① 施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>
② 家畜の体液が付着する物品（注射針、人工授精用器具等）を使用する際は、注射針にあつては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具等にあつては一頭ごとに交換又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
③ 畜舎又は畜房が空になった場合には、清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
④ 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。	<input type="checkbox"/>

6. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	
① 家畜に特定症状（※）を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	<input type="checkbox"/>
② 家畜に特定症状を確認した場合には、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物を出荷し、又は移動させないこととしている。	<input type="checkbox"/>
③ 家畜に特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。	<input type="checkbox"/>
④ 毎日、飼養する家畜の健康観察をしている。	<input type="checkbox"/>
⑤ 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する家畜の健康状態の確認等をしている。	<input type="checkbox"/>
⑥ 他の農場から家畜を導入した場合には、当該家畜に異状がないことを確認するまでの間は、他の家畜と接触させないようにしている。	<input type="checkbox"/>
⑦ 家畜の出荷又は移動の直前に健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
⑧ 家畜の死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
7. 埋却等の準備	
① 埋却地を確保している。	<input type="checkbox"/>
② 焼却又は化製のための準備措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
8. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	
① 衛生管理区域に立ち入った者に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
② 家畜の所有者及び従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
③ 家畜の導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
④ 家畜の異状に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
9. 大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入）	
① 農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている担当獣医師又は診療施設を定め、家畜の健康管理について定期的に指導を受けている。	<input type="checkbox"/>
② 従業員が家畜に特定症状を確認した場合に、大規模所有者の許可を得ずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、従業員に周知徹底している。	<input type="checkbox"/>

※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

※ 特定症状（対象とする家畜伝染病：口蹄疫）	
① 39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は癒痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあつては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。	
② 同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。	
③ 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。	
ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。	